

一般社団法人 日本スポーツ整形外科学会 個人情報保護細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」という）定款第49条第2項に基づき、この法人における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規則において「保有個人情報」とは、この法人の役員、社員、委員会委員、事務職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、この法人の職員等が組織的に利用するものとして保有しているものをいう。

(情報管理)

第3条 個人情報の管理業務は、この法人の事務局が統括して行う。

(管理体制等)

第4条 保有個人情報の管理に関する重要事項の決定や調整が必要と認められる場合には倫理 COI 委員会にて検討し理事会の承認を得る。

(アクセス権限)

第5条 倫理 COI 委員会は、秘匿性など、保有個人情報の内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員等に限る。

2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(適正な取得)

第6条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 職員等は、個人情報を次に掲げる場合を除き、本人から直接取得する。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(5) 所在不明等により、本人から取得できないとき。

(6) 業務上、国、地方公共団体又は関連団体等から収集することがやむを得ないと認められる場合

で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(複製等の制限)

第7条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱うときであっても、次に掲げる行為については、事務局の管理指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第8条 職員等は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、防犯・防災性の高い定められた場所に保管する。

(廃棄等)

第9条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となったときには、当該保有個人情報の復元や判読が不可能となる方法で当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(安全確保の措置)

第10条 事務局は保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、この法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用する。
- 3 この法人が保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するときには、個人情報の適切な管理能力を有する者を選定するよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。
 - (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
 - (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- 4 この法人が保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせるときには、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(従事者の義務)

第 11 条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する職員等又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第 2 項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(利用及び提供の制限)

第 12 条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 前号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第 13 条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生したときに、その事実を知った職員等は、速やかに当該保有個人情報を管理する事務局に報告する。

- 2 事務局は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、倫理 COI 委員会および理事会に報告する。
- 3 倫理 COI 委員会および理事会は、事務局の報告を受けて被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。
- 4 倫理 COI 委員会および理事会は、事務局の報告を受けて事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(苦情、質問等)

第 14 条 事務局は、保有個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という）の窓口を行い、適切かつ迅速な処理に努める。

- 2 事務局は、苦情、質問の処理結果を倫理 COI 委員会に報告し、判断を委ねる場合もある。

(監査、点検及び見直し)

第 15 条 事務局は、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは倫理 COI 委員会に報告する。

2 倫理 COI 委員会は、保有個人情報の適切な管理のための措置についての点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

附 記

1 本細則の変更は理事会において行う。

2 本細則は 2025 年 3 月 4 日から施行する。